平成２７年（フ）第２７８７号
大阪市東住吉区桑津４丁目13番21―502号
債務者　岩田　洋子
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３１号
奈良県生駒郡斑鳩町五百井１丁目２番15号
債務者　八木ひとみ
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第５０号
岡山県津山市河辺1061番地９　中塚ハイツ205号
債務者　大上つやこ
1　決定年月日時　平成27年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２７年（フ）第１０６号
香川県高松市宮脇町１丁目12番２号　Ｋコーポ103号
債務者　株柳　正弘
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１０７号
香川県高松市末広町６番地10　広瀬ロイヤルハイツ401号
債務者　三木　智美
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１１６号
香川県高松市多肥上町149番地１　ニューエルディム小山Ａ101号
債務者　野中　博之
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１５０号
香川県さぬき市志度６、住民票上の住所香川県さぬき市志度５番地10
債務者　車谷　由朗
1　決定年月日時　平成27年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１２４号
岐阜県羽島市上中町一色1045番地
債務者　中川　竜一
1　決定年月日時　平成27年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第１５５号
岐阜県郡上市八幡町稲成27番地４　雇用促進住宅１―304
債務者　森田　久恵
1　決定年月日時　平成27年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第６０号
山口県宇部市大字東須恵3375番地１コーポサンクス205号
債務者　竹村　　純
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２７年（フ）第５１号
香川県綾歌郡宇多津町350番地１　京都東山405―23
債務者　梅田　京子（旧姓宮本）
1　決定年月日時　平成27年７月15日午前10時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第１６９号
沖縄県那覇市字小禄1462番地４　タケアパート305
債務者　崎原　正美
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第２６２号
千葉県船橋市前原西１丁目38番５―302号
債務者　常松　智美
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２７１号
千葉市緑区あすみが丘東２丁目1804番地18
債務者　太田久美子
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第４１９号
千葉市中央区出洲港16番２号
債務者　石井　弘美
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第４３４号
千葉県船橋市習志野台１丁目31番８―106号
債務者　石戸　　晃
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第４４９号
千葉県浦安市北栄３丁目５番３―407号　ＧＯＬＤタカナシ
債務者　木村さつき（旧姓小笠原）
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係